

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第八十六号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は福生南部第二処理分区S—五十五号九工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議決を経ようとするものでございまして、契約の方法は指名競争入札による契約、契約の金額が一億七百万円、工期が契約確定の日から昭和五十六年三月二十日まで、契約の相手方は大阪府大阪市東区高麗橋五丁目一番地東洋建設株式会社、代表取締役吉村有二。

なお、この工事は山王橋から熊川の文府藤電気店前までの間に、延長二百四十八メートルの污水管を建設しようとするものでして、内径八百ミリを推進工で施工するものでございします。

大変難航でございするが、提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(塩野鉄之助君) ただいま議題となっておりますこの工事でございますけれども、この後も出てくるんですけれども、最近是非常に建設関係も不景気だという声を聞いております。そしてまた、あるいは商工会の工業部あたりで地元でなるべく市の工事等はやるべきだという声が理事会等でも非常に強いわけです。

ただいまの説明によりますと推進工事だということ、地元で一億ぐらゐの工事が技術面でうまくいかないのか、それとも受ける業者がいらないのか、そういう点にちよと私、疑問を持つんですけれども、何といたしましてもしやほり地元の工事請負者もたくさんいるわけですから、そこいらの点について、こういうものを見ると大阪だの群馬だの大分あります。本社はもちろん大手でしよけれども、何十億という資産のようですけれども、こういう点はどうなんですか。参事までには私はお聞きしたい。市民からも聞かれるわけです、はっきり言って、こんなに不景気なんだけれども、どうなんだろう。福生は非常に夏場のときで

もよく工事を出してくるということで評判はいい人ですけれども、一億ぐらいの工事は、ここに田村議員もいるようですけれども、田村さんとか、あるいはこの周辺にも隣接にもかなりあるくらいのはできるんじゃないかと思うけれども、やはり、この推進工事というふうなものはむずかしいんでしうかね。そういう理由をちよつとひとつ参考うすでに聞かせていただきたい。

○建設部長(浅見裕康君) お答えいたします。

現実的に技術的な問題は、いわゆるサービス管と申しまして二百五十ヤ三百ミリ、あの管から比べるよりはるかにむずかしいわけでございます。決してできなべのかいりなのかという問題については、やはり、御指摘いただいたように、やはり地元で最初やらせてみて、それで実績を持たせて、ほかのところも受注がでるようなふうな段階を、大いな会社でもそういう経過があるわけでございます。そういう意味では十分そろそろ配慮すべきものと思っておりますけれども、現実面として、まだ実は推進、あるいはシルド工のこととか、そういうことで若干技術的にまだ——田村建設さんはもうすでにそういう経験を積み重ねておりますが、その他につきましては若干まだ疑念があるというふうな形

でございます。国費、ということもございまして、その辺の危惧も若干あるわけではございますけれども、現実的に、御指摘いただきましたような観点に立ちまして、今後われわれのサイドでも十分受け入れ、その他、あるいは会社にも十分それらの技術、専門家を雇用していただくなり、そういう態勢の整正備もこちらから逆にお願いしまして、相互に連携を持ちながら、御指摘いただきました線路一応施工できるように、われわれのサイドでも研究したいと思っております。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○四曲(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提

出されまして、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八十六号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十議案第百八十七号福生中央排水区S一五十五号一工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百八十七号福生中央排水区S一五十五号一工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は福生中央排水区S一五十五号一工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入れによる契約、契約の金額が一億六百万円、工期が契約確定の日から昭和五十六年三月二十日まで、契約の相手方、東京都渋谷区渋谷一丁目十六番十四号東急建設株式会社、代表取締役八木勇平でございます。

なお、工事の場所でございますが、熊川の清水坂から奥多摩街道二小の入り口までの間、延長百三十五メートルに、内径一千八百ミリの排水管を推進工事により施工しようとするものでございます。

以上、大変難解でございますが、議案第百八十七号の説明にかえらせていただきたいと思います。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) この議案に対する直接の問題ではないんですが、私もこの工事請負契約について「工事請負契約の締結について」というものが私たちに送られてまいりますけれども、これに対するちよと意見を申し上げます。いさし何とかならないかということを申し上げておきたいと思うんですが、

九月八日付で「工事請負契約の締結について」というお知らせをいただいたんですが、前からもううであつた人ですけれども、遅いでは五月二十二日に契約したものが九月八日付でお知らせとして来る。また、そのほか六月三日、四日、あるいは六月二十六日、七月十二日とかいうふうに、一番新しいものでも八月二日ですか、遅いのは二月半もたつてお知らせが来る。それで工期を見ろともう終つた分もあるというふうなことですけれども、少々くとも一ヶ月か一ヶ月半ぐらいに、せうかくのお知らせをいただくんで、契約締結について事務も忙しいでしようけれども、知らせるには知らせるような内容がある、効果があるお知らせを願いたいということ、できればひとつお願いしたいという意見を申し上げておきます。

○議長(小林菊三君) 約三ヶ月もかかつて契約した前のものを現在お知らせで来るということは、重々忙しいことで遅くなるということはわかりますけれども、こういうものを知らせていただくには、早急にひとつお知らせを願いたい、ということをお願いいたします。

(「要らないうです」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終つております。

○四番(高水惣八君) 今際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については、委員、会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意せられんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第八十六号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十一陳情第六号失業対策事業の改善とに的就労事業に関する陳情書を議題といたします。

事務局として、陳情書の朗読をいたさします。

議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 陳六 請三 議八十 議八十一

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員
会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 日程第二十二請願第三号健康保険制度の一部「改正」を

やめ、国民負担の軽減と制度改善を求むる請願書を議題といたします。

事務局をして、請願書の朗読をいたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員原敏子君から、本趣旨の説明を求めます。

(十一番 原敏子君登壇)

○十一番(原敏子君) 請願第三号健康保険制度の一部「改正」をやめ、国民負担

の軽減と制度改善を求むる請願につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

この請願は、健康保険法の一部改正をやめ、だれでも安心してよい医療を受け
られるように、政府関係機関に意見書を提出してほしいというものです。請願
の理由にも述べられておりますように、いつでも、だれでも、どこでも安心してよい医
療を受けられるようにという願いは切実です。

御承知のように、前国会で政府はこの健康保険法の一部改正を提案しまし
た。この提案は被保険者と家族にとり多額の医療費ばかり、保険料も
引き上げられるというものでした。その健康保険法の一部改正を、再び同じような
趣旨で国会に提出されようとしている現在、この制度の改正を直ちにやめ、制度
改善を図り、病気に悩む人も不安なく受診できるようにしてほしいという
ものです。

このような趣旨をよくお聞き取りくださいます。この請願が採択されますよう
お願いいたします。簡単ですが、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

議七十六 議七十八 議七十九 議八十 第三定 議六十九 議七十 議七十一 議四 議七十五

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

請願第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 日程第二十三請願第四号老人医療制度の後退反対、

現行制度の改善要求に関する請願書を議題といたします。

事務局をして、請願書の朗読をいたさします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員原敏子君から、本趣旨の説明を求めます。

(十一番 原敏子君登壇)

○十一番(原敏子君) 請願第四号老人医療制度の後退に反対し、現行制度の改善要求に関する請願書につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

さします。

この請願は、豊かさを後の暮らしを保障するために老人医療制度の後退に反対し、現行の制度を改善するため、政府関係機関へ意見書を提出してほしいというものです。

高齢化社会を迎えようとしているいま、老人の命と暮らしを守るためには、どうしても現在の医療制度を後退させることはできません。老人福祉法第二条において「老人は多年にわたり社会の進歩に寄与した者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする」と定められております。このように、老人医療費支給制度が実施され、老人の生活と健康を守ってきました。予防医学が盛んに叫ばれている現在、この老人医療制度を維持し、医療だけでなく予防、リハビリ、保健などを取り入れて総合的な制度にしてほしいというものです。老人にとってこの制度は唯一の頼みとなり、このように、状況を踏まえ、この請願が採択されますようお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

請願第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 以上をもち、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十二日から二十三日までの十二日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって明十二日から二十三日までの十二日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次の本会議は九月二十四日午前十時から開きます。

本日はこれをもち、散会いたします。

午後三時十分 散会

第三回福生市議会

定

例

会会議録(第十二号)

昭和五十五年 九月二十四日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎君	二番	仲村清信君
三番	加藤謹之助君	四番	高水惣八君
五番	東浦春浪君	六番	村尾栄次君
七番	森田治男君	八番	山崎繁三郎君
九番	小野沢久君	十番	遠藤洋一君
十一番	原敏子君	十二番	松山清君
十三番	小林菊三君	十四番	村野武男君
十五番	鈴木藤次郎君	十六番	貫井喜代次君
十七番	田村市郎君	十八番	東田正治君

議八十二
議八十四
議八十五
第三定
議八十七
陳六
請三
請四
議八十一

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	末次性男君	二十二番	小堺仁七君
二十三番	関米吉君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事
局長 古谷徳男君
議事
係長 市川昭利君

臨事速
記事務 川久保友子君
補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市	長 田村匡雄君	助	役	君
収入	役 橋本孝蔵君	教	育	長 町田倍二君
企面財政部長	兼務 上野重勝君	総	務	部長
市民部長	生子国利君	福	祉	部長 森田猛君
建設部長	浅見裕康君	教	育	次長 内田和雄君
水道事務所長	田村忠雄君	監	査	委員長事務 高水求君
事務取扱参事		局	長	事務取扱 事
選挙管理委員	乙津宗吉君			
会事務局長				

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十五年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月二十四日（水）午前十時

日程第一

議案第六十九号 福生市予防接種健康被害調査委員会条例（審査報告）

日程第二

議案第七十号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三

議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四

議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五

議案第七十三号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第六

議案第七十四号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第七

議案第七十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第八

議案第七十六号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第九

議案第七十八号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立について（審査報告）

日程第十

議案第七十九号 昭和五十五年福生市一般会計補正予算（第四号）（審査報告）

日程第十一

議案第八十号 昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第十二

議案第八十一号 昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第十三

議案第八十二号 昭和五十五年福生市下水道事業会計補正予算（第三号）（審査報告）

日程第十四

議案第八十三号 昭和五十五年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第十五

議案第八十四号 市道路線の認定について（審査報告）

日程第十六

議案第八十五号 市道路線の廃止について（審査報告）

- 日程第十七 請願第二号 生活実習訓練室(所)設置に関する請願書(審査報告)
- 日程第十八 陳情第五号 防火貯水槽設置に関する陳情書(審査報告)
- 日程第十九 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第二十 特定事件の継続調査について

昭和五十五年第三回福生市議会定例会議事日程(第三日目)

(追加その一)

- 追加日程第一 議案第八十八号 福生市助役の選任について
- 追加日程第二 議案第八十九号 福生市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第三 議案第九十号 福生市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について